

2006年6月29日

企業会計基準委員会 御中

安田企業投資株式会社

**「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」
(実務対応報告公開草案第24号)に対する意見**

本公開草案においては、基本的に業務執行権により投資事業組合に対する支配力・影響力を判断する方針が明確に記されていると見受けませんが、ベンチャーキャピタル(以下VC)が運営する類の投資育成目的の組合については、組合員の自治に基づいて、当該VCが無限責任組合員や業務執行組合員(以下GP)として選任され、組合契約等に則して日常の投資活動を営む形態が一般的であります。

従って、本公開草案に則する限り、一義的に全ての業務執行権はGPである当該VCに帰属する、即ち組合は一義的に当該VCの連結判定対象になるとの整理になるため、投資育成目的の組合の管理・運営を本業とする我々VCにとって、極めて甚大な影響、対応負荷を及ぼすことが懸念されます。

投資事業組合の枠組みを意図的に悪用した極めて例外的事件を契機に本議論が進められ、将来の日本経済を支える有望なベンチャー企業等を育成・支援するとの使命感のもとに正正と投資育成活動を営むVCに対して、多大な支障を来たす基準が制定されようとしている情勢に対して、当社としても甚だ困惑しております。

外形的には同様の投資事業組合の枠組みであっても、組合契約等に基づき、実質的に純粋な投資育成目的であることが明確な場合については、会計原則に立ち戻って、議決権により支配力・影響力を判断するなど、真つ当なVC事業の存在にもご配慮いただいた検討を切に希望する次第であります。

なお、仮に本公開草案に基づいて投資事業組合に対する支配力・影響力を判断する場合においても、以下について趣旨等を確認いたしたく、ご査収願います。

□ 「投資事業組合に対する支配力基準の適用－3 投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項 ①」(5頁)に関して

- 「業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているとき」の「独立して」の判断について、具体的にどのような要件を想定しているのか、例示等をお願いしたい。
- 「出資額(又は資金調達額)の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合には、…通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該

当する」とは、どのような認識に基づいた記述なのか、ご教示願いたい。

例えば、組合への過半の出資者は、GPの親会社等関連会社であることが多いとの実状認識に基づくものなのか。

- 影響力基準の適用にあたっては、当該考え方にに基づき論理解釈するとの理解でよいか。即ち、「投資事業組合に対する影響力基準の適用－2 投資事業組合における具体的な適用」(9～10頁)に補足して、「業務執行権の100分の15以上を有していない場合でも、出資額の20%以上を拠出している場合等には、当該出資者の関連会社に該当する」と取り扱うべきなのか、ご教示願いたい。

- 「投資事業組合に対する支配力基準の適用－Q5」(8頁)に関して
 - 「投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しないとき」の「大部分」とはどの程度(例えば過半)なのか、目処をご提示願いたい。

- 「投資事業組合に対する影響力基準の適用－2 投資事業組合における具体的な適用 (2) ②」(9頁)に関して
 - 「当該投資事業組合に対して重要な融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)又は出資を行っていること。」の「重要な」の判断について、全体に占める割合等の定量的な目処(例えば20%以上)や定性的な要件等を例示願いたい。

以上